

# 山場を迎えた ハツ場ダム住民訴訟

08年7月30日(金)

午後1時半～4時半

東京地裁 103号法廷

傍聴に  
行こう

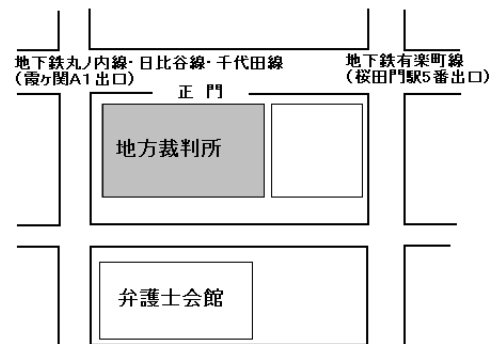
『東京にハツ場ダムは必要』の虚構を  
明らかにする証人尋問。  
乞うご期待！

※傍聴券配布となる可能性もありますので、1時までには法廷入口にお集まりください。手荷物検査もありますのでお早めに。

東京地方裁判所：千代田区霞が関一丁目1番4号  
裁判所合同庁舎

丸ノ内線・日比谷線・千代田線霞ヶ関駅A1出口から徒歩約1分  
有楽町線桜田門駅5番出口から徒歩約3分

7月30日は裁判終了後、弁護士会館 5階502EF会議室で説明会を開きます。今回の尋問は4時半より前に終了する可能性もあります。



## ★ハツ場ダム裁判とは？

2004年11月にハツ場ダム関係6都県で一斉にハツ場ダム事業への公金支出差し止めと水利権獲得放棄を求める住民訴訟を起こしてから、3年半が過ぎました。

法廷では、利水、治水、地すべり・ダムサイトの危険性、環境問題の各テーマで、ダム建設の欠陥を追及してきました。とりわけ、水余りで不要になった利水では、自治体が主体的にハツ場ダム計画から降りることができることを指摘してきました。そしていよいよ、証人尋問のステージを迎えました。

## ★証人尋問の見所

6月20日の東京地方裁判所の証人尋問は、満員の傍聴席の前で、原告側の元都職員2人と、被告側の現職1人が対決、都の水行政の矛盾を浮き彫りにしました。7月30日には、利根川治水の第一人者、大熊孝・元新潟大学教授が証言台に立ち、国交省の想定洪水(基本高水)の過大さ、治水の面でハツ場ダムがまったく役に立たないことを、様々な角度から立証します。今後、他県でも、以下の日程で証人尋問が行なわれます。

7月29日(火)10:00～17:00 水戸地裁 治水と利水

8月26日(火) 千葉地裁 未定

9月5日(金)13:30～17:00 前橋地裁 環境、地すべり、ダムサイト地盤

10月3日(金)13:30～17:00 前橋地裁 利水

無用で危険なハツ場ダム事業をストップさせるために、  
裁判傍聴をお願いします！